

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大阪油化工業株式会社			コード	4124		
提出日	2020/12/1		異動(予定)日	2020/12/17			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	橋森正樹	社外取締役	○													○	有
2	今庄啓二	社外取締役	○													○	有
3	西尾裕次郎	社外監査役	○													○	有
4	田積彰男	社外監査役	○													○	有
5	中辻洋司	社外監査役	○													○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	橋森正樹は、弁護士としての豊かな経験により、法律に関する相当程度の知識を有しております。また、東京証券取引所が定める独立性の基準に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。
2	該当事項はありません。	今庄啓二は、経営者としての豊かな経験により、経営に関する相当程度の知識を有しております。また、東京証券取引所が定める独立性の基準に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。
3	該当事項はありません。	西尾裕次郎は、長年にわたる経理業務経験により財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。また、東京証券取引所が定める独立性の基準に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。
4	該当事項はありません。	田積彰男は、長年にわたる化学プラント業界経験により化学プラントに関する相当程度の知識を有しております。また、東京証券取引所が定める独立性の基準に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。
5	該当事項はありません。	中辻洋司は、長年にわたり大学教授として化学分野に携わってきた経験により、化学に関する相当程度の知識を有しております。また、東京証券取引所が定める独立性の基準に該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定しました。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のお～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。